

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：32 建設市場の整備を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
97	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設・都市開発の海外受注高）*
98	国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

業績指標の分析

(97) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設・都市開発の海外受注高）*

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	3兆円	3兆円	3.2兆円	4.3兆円	(集計中)	(集計中)	4兆円
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

我が国建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施した。

① ビジネス環境整備

政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には以下の事業を実施している。

- ・ 我が国にとって重要な市場における二国間建設会議等の政府間プラットフォームを通じ、関係を強化
- ・ 相手国における我が国に準じた関連制度の導入支援等により、我が国企業が参入しやすい環境を整備
- ・ 多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用し、取引ルール等を確立 等

② ビジネス機会の創出支援

民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には以下の事業を実施している。

- ・ 中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)等を通じ、中堅・中小企業の海外進出を支援
- ・ 新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力したセミナー開催等により、企業紹介やマッチング等を支援
- ・ 政府間プラットフォームを通じ、案件形成を支援 等

(その他の外部要因の状況)

新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動の活発化に伴い、各国のインフラ整備のニーズが回復傾向にある一方、カントリーリスクをはじめとする投資環境や事業環境に関するリスク等は増加しており、中国・韓国といった競合国との受注競争も熾烈化している。

(目標の達成状況に関する分析)

- ・ 順調である。
- ・ 令和4年度時点で目標は達成。令和5年度以降の実績値は集計中だが、令和2年度以降の実績値は上昇傾向であり、目標年度においても目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。

(課題の特定)

—

(98) 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R3年 10月	R2年度	R3年 10月	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度末
実績値	2.6%	—	2.6%	6.0%	6.8%	8.3%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

都道府県・政令市については、ブロック別監理課長等会議の場などを通じて、未導入の都道府県・政令市へ積極的に働きかけを行ったことで、令和5、6年度の2か年で新たに7都道府県、3政令市が活用施策の導入に至っている。市区町村については、例年、47都道府県で開催され管内市区町村が参画する都道府県公共工事契約制度運用連絡協議会の場等での働きかけを行い、活用政策を導入した自治体が新たに17団体増加している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- ・都道府県・政令市における建設キャリアアップシステムの活用工事は、令和6年10月時点で46都道府県（導入率：97.9%）、20政令市（同：100.0%）となっており、導入が順調に進んでいる状況にある。
- ・一方、市区町村については、令和6年10月現在で77自治体と、全1,721自治体のうち4.5%の導入にとどまっており、目標年度までの目標値の達成については、現時点で順調ではない。
- ・現時点のペースのまま進捗した場合、目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれるため、Bと評価した。

(課題の特定)

目標の達成状況に関する分析を踏まえると、市町村の導入が伸び悩んでおり、その主な原因としては、管内の建設業者が利用するメリットを見いだせず導入に消極的であることや、制度を活用する自治体の理解が進んでいないこと、事務負担への懸念などが考えられることから、こうした要因を解消していく必要がある。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

③ 相当程度進展あり

(判断根拠)

業績指標 2 個のうち、A が 1 個、B が 1 個ではあるが、主要業績指標である業績指標 97 が目標超過達成をしていることから、「③相当程度進展あり」とした。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

a) 施策全体の総括分析

- ・業績指標 97 については、新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動の活発化に伴い、各国のインフラ整備のニーズが回復傾向にある一方、カントリーリスクをはじめとする投資環境や事業環境に関するリスク等は増加しており、中国・韓国といった競合国との受注競争も熾烈化している。
- ・斯かる環境下において、我が国に準じた関連制度の導入支援や政府間プラットフォームを通じた案件形成支援は、我が国及び我が国企業のプレゼンス・競争力等の向上に繋がり、海外受注高の拡大に着実に寄与したと考える。
- ・業績指標 98 については、各種会議の場などを通じた積極的な働きかけ等により、ほぼ全ての都道府県、政令市において導入に至った一方、市町村への浸透が不十分である。

b) 今後の取組の方向性

- ・業績指標 97 については、我が国企業のインフラシステム関連海外受注高の更なる増加に向け、分野の拡大、エリアの拡大、資金源・発注者の拡大等を検討する。
- ・業績指標 98 については、未導入の市区町村に対しては、引き続き各種会議の場を通じて積極的に働きかけを行うとともに、事務負担が軽減されるよう運営主体によるサポート等行う。さらに、建設業者が利用するメリットを実感できるよう、令和 6 年 7 月に公表した「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた 3 か年計画」に掲げた取組の具体化を進める。

c) 施策目標について

- ・令和 7 年度においても、技能労働者の適切な処遇を受ける環境整備やビジネス機会創出支援等を通じ、建設市場の整備を推進する。

外部有識者のコメント

業績指標 98 との対比において業績指標 97 を主要業績指標と判断する合理的根拠が明らかになると良い。また、建設・都市開発の海外受注高の増加には、ビジネス環境整備やビジネス機会の創出支援などの環境整備は重要であるが、金融的要素の影響も強いことから、業績指標 97 の達成状況については慎重な判断が必要であるものと思料する。(国土交通省政策評価会 白山 真一)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 32
大臣官房参事官(建設人材・資材) 参事官 伊勢 尚史

・業績指標 97
担当課: 不動産建設経済局国際市場課(課長 羽矢 憲史)

・業績指標 98
担当課: 大臣官房参事官(建設人材・資材)(参事官 伊勢 尚史)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	不動産市場国際化への対応	004394
2	グローバルフロンティア戦略（日系企業未開拓地の進出支援）	004404
3	建設業許可処理システム等の整備の推進	004405
4	建設業における法令遵守の徹底	004407
5	建設技能労働者人材確保・育成促進事業	004408
6	我が国建設業等の海外展開の推進	004409
7	地方の入札契約改善推進事業	004410
8	建設分野における外国人受入れの円滑化及び適正化	004411
9	建設職人の安全・健康の確保の推進	004413
10	民間発注工事等における働き方改革の推進	004414
11	建設技術者の働き方改革の推進に関する調査・検討	004415
12	建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進	004418
13	道路分野の海外展開支援に係る経費	004419
14	新たなグローバルチャネルの構築（質の高いインフラ等の効果的な情報発信）	004543
15	地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進	005669
16	循環型社会に対応した建設資材の再資源化の推進に関する調査・分析	005770
17	建設機械施工管理技術検定（国家資格）の効率化検討	006205
18	建設市場の整備に関する統計調査費	007329
19	標準労務費設定のための工事費内訳調査・分析事業	007436
20	働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業	007769
21	建設業法等の実効性確保	018724
22	働き方改革等による建設業の魅力向上	018729
23	「地域の守り手」となる建設業の ICT 技術を活用した生産性向上	020845
24	「地域の守り手」となる建設業の地域連携強化	020847
25	第三次・担い手3法施行に向けた建設業の賃上げのための環境整備	020853
26	外国人建設技能者の円滑・適正な受入れを実現するシステム改修	020855

(参 175) 建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保
 (①「労働力調査」から算定する技能者数②「学校基本調査」から算定する入職数)

	初期値	実績値					目標値
	H30年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	—
実績値	①328千人 ②39千人	①318千人 ②39千人	①311千人 ②42千人	①302千人 ②42千人	①304千人 ②39千人	①300千人 ②37千人	—(モニター 指標のため)
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/

(参 176) 専門工事業者の売上高営業利益率

	初期値	実績値					目標値
	H24年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度
実績値	2.57%	4.35%	4.04%	4.18%	5.79%	集計中	4.5%以上 を維持
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/

(参 177) 建設業における社会保険加入率 (企業単位)

	初期値	実績値					目標値
	H23年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
実績値	84%	99%	98%	99.5%	99.2%	99.0%	100%
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 172

担当課：不動産・建設経済局 建設業課 建設業課 入札制度企画指導室 (室長 高橋 信博)

・参考指標 173

担当課：不動産・建設経済局 建設業課 (課長 渡邊 哲至)
 不動産・建設経済局 建設振興課 (課長 城 麻実)

・参考指標 174, 175, 176, 177

担当課：不動産・建設経済局 建設振興課 (課長 城 麻実)
 大臣官房参事官 (建設人材・資材) (参事官 伊勢 尚史)

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する		
【業績指標】	(97) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設・都市開発の海外受注高)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3兆円 (令和2年度)	4兆円 (令和7年度)
【指標の定義】	建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標97「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (【再掲】建設・都市開発の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。</p> <p>過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、4兆円を目標値として設定した。</p>		
【外部要因】	国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定) 我が国企業が2025年に約34兆円のインフラシステムを受注することを目指す。</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局国際市場課		
【関係課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する		
【業績指標】	(98)国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.6% (令和3年10月)	100% (令和7年度末)
【指標の定義】	<p>建設キャリアアップシステム活用工事の導入率＝建設キャリアアップシステム活用工事発注機関／全発注機関×100</p> <p>「国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率」については、すべての工事を網羅的に把握することは現実的ではないため、当該機関が発注する工事のうち導入実績があれば、その機関においては導入されたのみとして計上する。</p> <p>上記数値の把握については、建設業課で実施している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」における調査項目「建設キャリアアップシステムの活用促進」を用いる。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>建設業は国民生活・社会経済を支える大きな役割を担っているが、他産業を上回る高齢化が進展しており、近い将来における担い手の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、蓄積された情報をもとに技能と経験に応じた処遇につなげるとともに、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、将来にわたる建設業の担い手を確保、ひいては、建設産業全体の生産性向上を目指す上での重要なシステムである。</p> <p>CCUSを有効に活用するためには、同システムにあまねく工事・技能労働者が登録される必要があるため、令和7年度末までに国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率を100%とすることを目標とする。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。(第2.5.(7))</p> <p>・新しい資本主義実行計画(令和5年6月16日閣議決定)(成長戦略等のフォローアップ抜粋) 建設資材価格の変動への対応や、建設業での処遇改善のため、契約当事者間でのリスク分担が適切に担保された請負契約締結の推進、建設キャリアアップシステムを活用した施工体制の見える化、現場技能者への貸金支払の適正化等に向けた方策を検討し、2023年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。(第IV.1)</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定) 建設業やトラック運送業の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法と改正物流法に基づき、ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化を図るとともに、国及び地方自治体に加えて民間同士の取引についても、労務費の基準及び標準的運賃の活用を徹底する。くわえて、建設業については、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化により、(略)処遇改善や取引適正化の取組を進める。(第2章1.(1))</p>		
【備考】			
【担当課】	大臣官房参事官(建設人材・資材)		
【関係課】			